

新潟市中央区他下水道管路施設維持管理業務委託

事業者選定基準書

令和 4 年 4 月

新潟市下水道部下水道管理センター維持管理課

目 次

1 審査方針	1
(1) 選定委員会	1
(2) 事業候補者の決定方法	1
(3) 資格審査	1
(4) 提案審査	2
2 事業候補者の決定	5
3 事業候補者の公表	5
4 事業候補者決定までの流れ	6

用語の定義

用語	定義
本市(事務局)	: 新潟市下水道部下水道管理センター維持管理課をいう。
本業務	: 新潟市中央区他下水道管路施設維持管理業務委託をいう。
参加者	: 本業務に係るプロポーザルに参加する共同企業体をいう
事業候補者	: 選定委員会における総合的な評価において、評価点が最も高い点数の提案をした参加者をいう。
選定委員会	: 新潟市中央区他下水道管路施設維持管理業務委託事業候補者選定委員会をいう。
技術提案書等	: プロポーザル実施要領等に基づいて作成する書類・図書等をいう。

本事業者選定基準書は、本市（事務局）が実施する本業務のプロポーザル実施要領等の一部として位置付けるものであり、提案審査における技術評価及び価格評価の配点について、参加者が提案内容等を検討する際の基準を明らかにするものである。

1 審査方針

（１）選定委員会

本市（事務局）は、参加事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、公募型プロポーザル方式の適正な実施を図るため、選定委員会を設置する。選定委員会を構成する選定委員は、以下の7名とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・委員長:下水道部長・副委員長:下水道部下水道管理センター所長・委員:下水道部経営企画課長・委員:下水道部下水道計画課長・委員:下水道部東部地域下水道事務所長・委員:下水道部西部地域下水道事務所長・委員:下水道部下水道管理センター施設管理課長 |
|---|

（２）事業候補者の決定方法

事業候補者の決定に当たっては、民間事業者による複数の業務に係わる技術力やノウハウなどの技術的な提案と価格提案を求め総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により行う。

本業務における事業者選定のための審査は、本市（事務局）が行う資格審査、選定委員会及び本市（事務局）が行う提案審査がある。

提案審査では、本市（事務局）が第一次審査（技術提案書等の不備の確認、提案内容が要求水準を満たしているかの確認）を行い、第一次審査を満たした技術提案書等に対して、各選定委員が第二次審査（技術評価）、本市（事務局）が第二次審査（価格評価）をそれぞれ行う。

その後、各選定委員が第二次審査（技術評価及び価格評価）の結果を基に、評価点の算出を行う。

（３）資格審査

ア 参加資格審査

本市（事務局）は、参加者から提出された【様式Ⅱ-1】プロポーザル参加表明書、【様式Ⅱ-2】構成員一覧及び【様式Ⅱ-4～Ⅱ-6】参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領に示す参加資格要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を参加者に通知する。参加資格要件を満たしていない者は失格とする。ただし、誤字脱字等の軽微な書類の不備の場合は、この限りではない。

(4) 提案審査

ア 第一次審査

(ア) 技術提案書等の確認

本市（事務局）は、参加資格審査を通過した参加者から提出された技術提案書等について、提出資料の不備がないか【様式Ⅳ-2】提出書類確認シートを基に確認する。ただし、誤字脱字等の軽微な書類の不備の場合は、この限りではない。なお、技術提案書（様式Ⅳ-1～様式Ⅳ-22）において、提案のない項目がある場合は失格とする。

(イ) 技術提案書等の審査

本市（事務局）は、技術提案書等の確認において不備がない場合、参加者が提出した【様式Ⅳ-3】第一次審査シートを基に提案された内容が要求水準を満たしているかについて確認する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

イ 第二次審査

第二次審査は、第一次審査を通過した参加者から提出された技術提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容及び見積金額（価格要素）について審査し、(ア)～(エ)に示す方法に基づき技術評価点及び価格評価点を算出し、各選定委員の評価点を算出する。

(ア) 配点方法

技術提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、選定委員1人あたり、それぞれ800点及び200点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を評価点とする。

- ・ 選定委員1人あたり

$$\text{評価点 (1,000点満点)} = \text{技術評価点 (800点満点)} + \text{価格評価点 (200点満点)}$$

(イ) 技術提案書の評価項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たり、提案審査の評価項目、評価の着眼点（判断基準）及び配点は、表1のとおりとする。

表 1 評価項目及び配点

評価項目		評価の着眼点	様式 No	配点	
大項目	中項目				
業務の 実績・実施 体制 (750 点満点)	業務実績	新潟市中央区における下水道管路施設に関連する維持管理業務の元請としての受注実績から、業務・地域の精通度を評価する。	IV-4	100 点	
	配置予定者	構成員として参画する市内に本社を有する企業の数について評価する。	IV-5	140 点	
		配置予定の統括責任者について、保有資格と業務経験を評価する。	IV-6		
		配置予定の主任技術者について、保有資格と業務経験を評価する。また、主任技術者が従事する業務について評価する。複数の主任技術者を記載した場合、重複する保有資格は1つとして数え、評価する。	IV-7		
	計画的 維持管理 業務	各業務における留意事項（業務特性による課題等の提示とそれに対する対応策）について評価する。	IV-8	100 点	
		維持管理情報（点検、調査情報等）の整理・管理方法（電子媒体、紙媒体等）について評価する。	IV-9		
	住民対応等 業務	現地確認業務、緊急対応業務における休日、夜間の実施体制（本市、代表企業、構成員、再委託先企業等の連携体制（連絡体制含む））について評価する。	IV-10	140 点	
		現地確認業務における初期対応（安全確保～次への措置への対応手順）について評価する。	IV-11		
		発注個別業務（清掃・修繕）における業務内容の合意形成方法（提案書（業務の優先順位に対する提案及び根拠）・見積書等（数量根拠、積算根拠等）の提出・確認）について評価する。	IV-12		
	業務全般	平常時における業務実施体制（企業名、従事する業務、現場に配置する技術者、保有資格）について評価する。また、配置予定者内における情報共有体制（情報の収集・管理から共有までの手段等）について評価する。	IV-13	270 点	
		配置予定者に対する安全管理体制（安全教育方法、労働災害防止方法、局地的な大雨等による安全管理方法等）について評価する。	IV-14		
		第三者に対する公衆災害防止における保安対策（標識の設置、保安灯の設置等）について評価する。	IV-15		
		必要かつ十分な数・質の資機材の保有又はリースがあるか、またそれらの点検・整備の内容について評価する。	IV-16		
		地域住民等との協調（業務内容の説明、苦情・要望における誠意ある対応等）について評価する。	IV-17		
		業務計画書及び各業務における報告書等の取りまとめ（各企業から提出された書類の取りまとめ形態の設定、収集、管理等）方法について評価する。	IV-18		
		業務終了時における業務引継ぎの方法（期間、業務引継図書の内容、維持管理情報）について評価する。	IV-19		
	地域貢献 (社会貢献を含む) (50 点満点)	地域（地域住民を含む）との連携及び協働並びに地域活性化（地域の催しもの、清掃活動等）への取組・参加等を評価する。	IV-20	50 点	
	小 計（技術評価点）				800 点
	見積書	<見積金額が最低制限価格に相当する額以上の場合> $1000 \times (1 - \text{当該見積金額} / \text{契約目途額})$ <見積金額が最低制限価格に相当する額未満の場合> $1000 \times (1 - \text{最低制限価格} / \text{契約目途額})$		IV-21	200 点
配点合計				1000 点	

(ウ) 技術評価点の算出方法

表2に示す3段階評価による得点化方法により、項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2まで求める。

参考として、表3に評価項目(Ⅳ—4～Ⅳ—7)における3段階評価(A～C)に対応する件数等の設定を示す。

表2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れている(具体性及び実行性がある)と認められる	配点×1
B	当該評価項目について、優れている(具体性がある)と認められる。	配点×1/2
C	当該評価項目について、要求水準の規定どおりと認められる。	配点×0

表3 評価項目(Ⅳ—4～Ⅳ—7)における3段階評価(A～C)に対応する件数等の設定

項目(様式)	内容	A	B	C
Ⅳ—4	受注実績件数(件)	30～	1～29	0
Ⅳ—5	市内に本社を有する企業の数(社)	5～	3～4	2
Ⅳ—6	統括責任者の保有資格数(数)	2～	1	0
	統括責任者の業務経験件数(件)	6～	1～5	0
Ⅳ—7	主任技術者の保有資格数(数)	3～	2	1
	主任技術者の業務経験件数(件)	6～	2～5	1

(エ) 価格評価点の算出方法

本市(事務局)は、見積金額が契約目途額を超過していないかについて確認する。見積金額が契約目途額を超過している場合は失格とする。

本市(事務局)は、見積金額について、下記の方法より価格評価点を算出する。

- ① 見積金額が最低制限価格に相当する額以上の場合

$$\text{価格点} = 1000 \times (1 - \text{当該見積金額} / \text{契約目途額})$$

- ② 見積金額が最低制限価格に相当する額未満の場合

$$\text{価格点} = 1000 \times (1 - \text{最低制限価格に相当する額} / \text{契約目途額})$$

(注) 小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。

(オ) 評価点の算出による事業候補者の選定

技術提案書の内容を審査し、「技術評価点」と「価格評価点」の合計によって「評価点」を算出し、各選定委員の評価点の和（総合評価点）が最も高いものを、事業候補者として選定する。

また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

総合評価点＝各委員の評価点の和

2 事業候補者の決定

本市(事務局)は、選定委員会の選定結果を踏まえ、事業候補者を決定する。

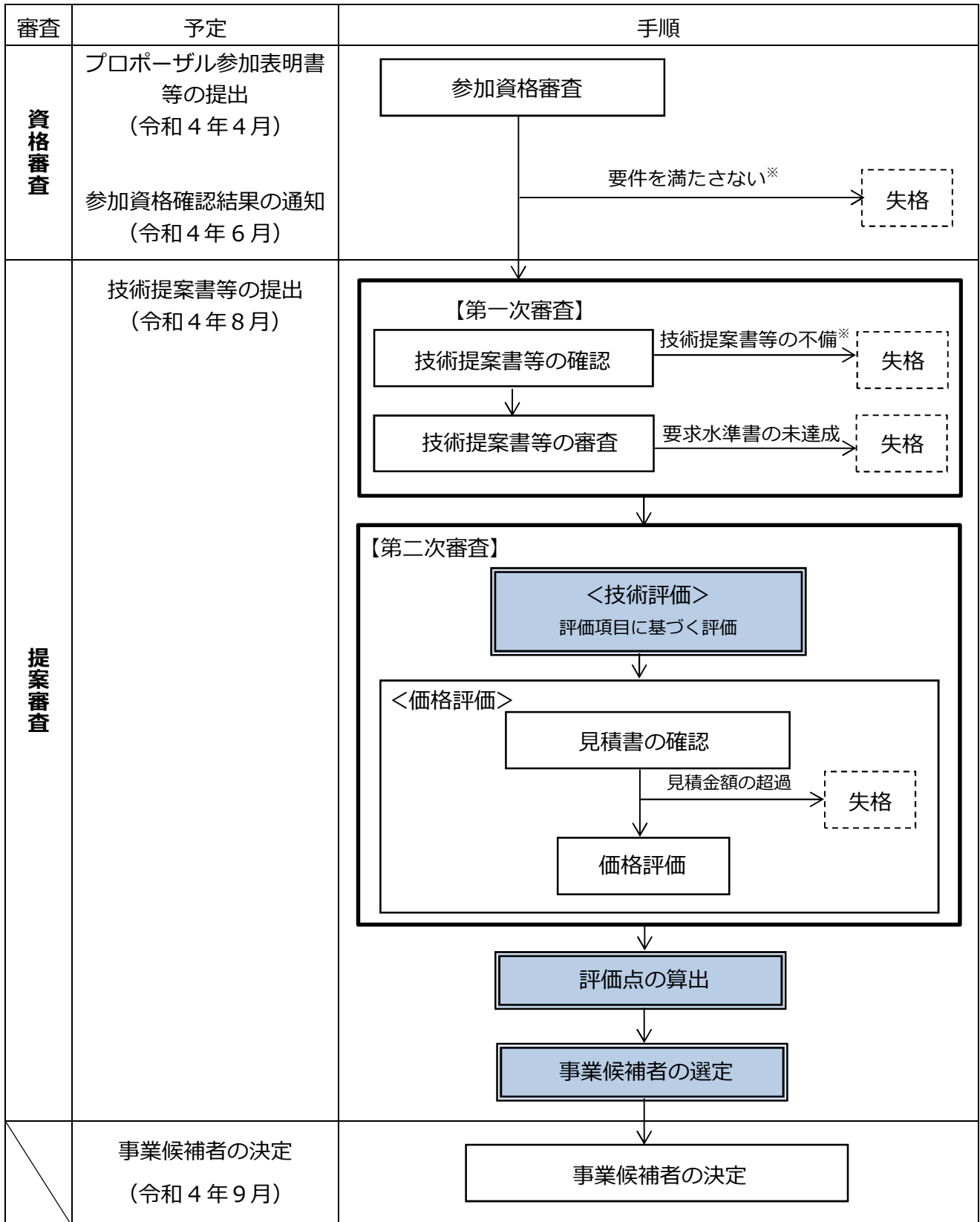
なお、複数の参加者が同数の総合評価点となった場合は、選定委員の立会いの下、参加者による「くじ引き」により事業候補者を決定する。

3 事業候補者の公表

本市（事務局）は、事業候補者の選定過程の透明性を確保するために必要な資料等を新潟市ホームページで公表する。

4 事業候補者決定までの流れ

【凡例】
 : 選定委員会 : 本市（事務局）



※提出書類における誤字脱字等の軽微な不備の場合は、この限りではない。